

(仮称) 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例 (素案)

1. 目的

住宅宿泊事業法の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、宿泊者の安全・安心の確保及び周辺住民の安全で快適な生活環境を維持することを目的とします。

2. 区の責務

- ・千代田区は、目的を達成するため、住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理業の適正な運営の確保に関する施策を策定、実施します。
- ・施策を実施するに当たっては、警察、消防その他の関係機関と連携します。

3. 区民の責務

区民は、区が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

4. 事業者の責務

住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者は、その事業の実施により届出住宅の周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければなりません。

5. 宿泊者の責務

宿泊者は、届出住宅を利用するに当たって、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければなりません。

6. 住宅宿泊事業の実施の制限 (法 18 条に基づく規定)

- ① 文教地区等 (地区計画でホテル営業等を禁止している地区を含む。) で指定されている区域
 - ・家主居住型・管理者常駐型 日曜日～金曜日を制限
 - ・管理者駆けつけ型 全日制限
- ② 小学校、中学校等の周辺区域
 - ・家主居住型・管理者常駐型 日曜日～金曜日を制限
 - ・管理者駆けつけ型 全日制限
- ③ 人口が密集している区域 (神田・麴町地区)
 - ・家主居住型・管理者常駐型 制限なし
 - ・管理者駆けつけ型 日曜日～金曜日を制限

7. 届出住宅の構造設備の基準

届出住宅について構造設備の基準を定めたものです。

- ・ 宿泊室が複数ある場合は、内側から施錠できるドアを設けること。
- ・ 住宅の最低床面積は、25 平方メートルとする。 など

8. 宿泊者の衛生の確保に必要な措置の基準

住宅宿泊事業者は、宿泊者の衛生を確保するために必要な措置を講じなければなりません。また、その管理記録を取らなければなりません。

- ・ 居室の清掃は、宿泊者ごとに行うこと。
- ・ 寝具類及び食器等備品類については、洗濯や洗浄、交換し清潔に保つこと。
- ・ 浴槽は、宿泊者ごとに清掃すること。 など

9. 廃棄物の適正処理

住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施に伴い発生した廃棄物を事業系廃棄物として適正に処理しなければなりません。

10. 管理者の常駐等

- ・ 家主不在型において住宅宿泊管理業者は宿泊者が滞在する間、下記のいずれかの場所に管理者（当該届出住宅の管理業務に従事する者をいう。）を常駐させなければなりません。

- 当該届出住宅内
- 当該届出住宅と同一の建築物内
- 当該届出住宅と同一の敷地内に存する建築物内
- 当該届出住宅に隣接している建築物内

- ・ 管理者を常駐させることが困難と認められる場合においては、苦情が生じた際に直ちに届出住宅に駆けつけて対応することができる距離及び時間の範囲内に、管理者を常駐させなければなりません。

11. 周辺住民等への説明会等の実施

住宅宿泊事業者は、周辺住民に対して説明会等により周知しなければなりません。そして、同意を得るよう努めなければなりません。

12. 届出の際の添付書類

住宅宿泊事業者は、届出をする際は、条例の規定に適合することを確認できる書類を添付しなければなりません。

1 3. 標識の掲示場所

- ・戸建て住宅は、公道に面した門扉の公道に面した壁面
- ・集合住宅は、集合住宅の入口にあるメールボックス等の室番号付近と、届出住宅の入口付近で廊下に面した壁面

1 4. 届出内容の確認

千代田区職員が届け出のあった住宅に確認にいきます。

1 5. 届出住宅の公表

届出のあった届出住宅について、届出住宅の住所、建物名、部屋番号等を公表します。

1 6. 宿泊者の募集時における告知

住宅宿泊事業者は、宿泊者を募集するときは、住宅の間取り、広さ、設備に加えて事業者の情報を告知しなければなりません。

1 7. 宿泊者の本人確認

住宅宿泊事業者は、宿泊者名簿を作成する際、対面その他の方法により宿泊者の本人確認を行わなければなりません。

1 8. 外国人宿泊者の旅券の写しの取得

宿泊者が外国人の場合にあっては、住宅宿泊事業者は、その旅券の写しを取得するよう努めなければなりません。

1 9. 宿泊者に対する重要事項の掲示

住宅宿泊事業者は、下記の事項を日本語その他の言語で表記し、掲示しなければなりません。

- ・外国人患者の受入れが可能な近隣の病院・診療所の医療機関名称、所在地、電話番号、診療科目、診療時間等に関する情報に関すること。
- ・臭気の発生の防止に関すること。
- ・喫煙に関すること。
- ・安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例（平成 14 年条例第 53 号）の順守に関すること。

2 0. 苦情等記録の保存

住宅宿泊事業者は、苦情や問合せを受けた際は、記録を作成しなければなりません。

2 1. 定期報告

住宅宿泊事業者は、2 か月ごとに清掃記録や苦情記録等を、区長に報告しなければなりません。

2 2. 報告徴収及び立入検査

条例で定めた基準についての報告徴収及び立入検査を行うための規定です。

2 3. 指導・勧告等

事業の円滑な運営を確保する必要があるときは、指導及び勧告を行います。

2 4. 業務改善命令

事業者が行政指導に従わない場合であって、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、業務改善命令を行います。

2 5. 違反者の公表

法律や条例の規定による命令に違反した住宅宿泊事業者の名称、届出住宅の住所、違反内容等を公表します。